

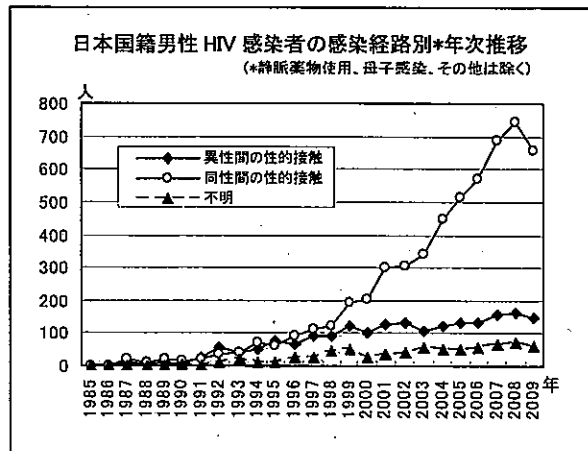
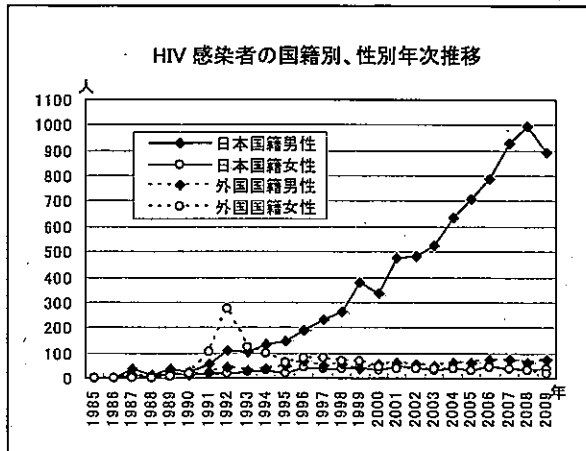
エイズ施策評価総括報告書 (平成 18～21 年度) (案)

第1 エイズ発生動向（平成 18～21 年）

- ① 平成 18～20 年における新規H I V感染者報告数は毎年過去最高を更新したが、平成 21 年は過去 3 位であった。

新規エイズ患者報告数は平成 18～21 年において毎年過去最高を更新した。

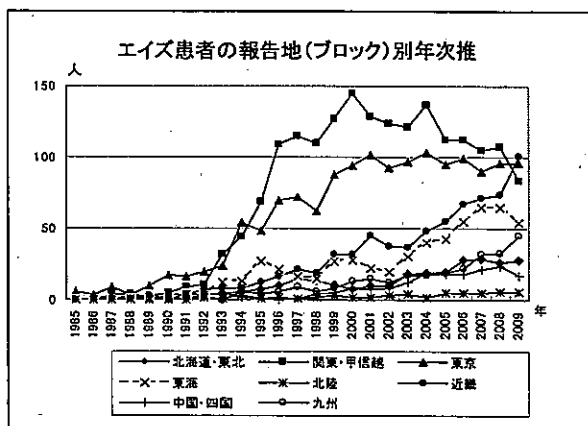
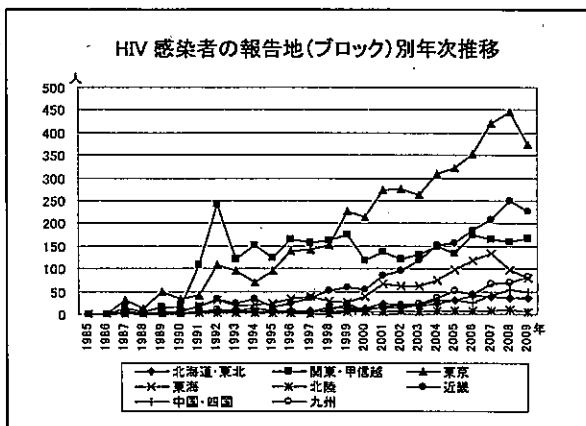
- ② 新規H I V感染者は日本国籍男性で、同性間性的接触を感染経路とするものが引き続き、多数を占めた（平成 18～21 年の各年における新規H I V感染者のうち、日本国籍男性で、同性間性的接触を感染経路とするものの占める割合は、平均 63.6%）。



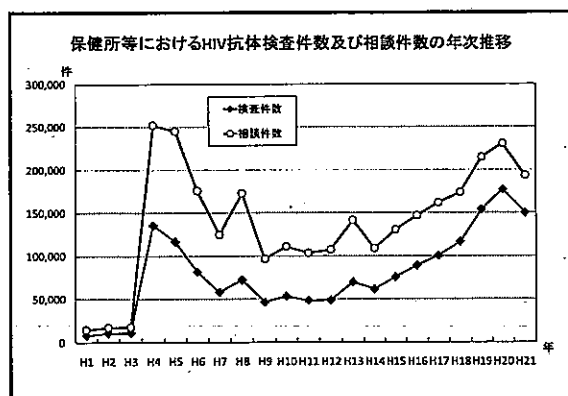
- ③ 全年代で新規H I V感染者報告数は増加傾向であり、50 代以上の年齢層では、新規エイズ患者報告数も増加した。

- ④ 新規H I V感染者は、平成 18・19 年では、これまでの東京を中心とする関東ブロックに加え、近畿、東海及びその他の大都市においても報告数の増加が見られた。平成 20 年では、新規H I V感染者では、北海道・東北ブロックと東海ブロックを除く各ブロックで増加した。

新規エイズ患者は、平成 18～20 年で北海道・東北ブロックを除く各ブロックで増加した。平成 21 年では、東京を含む関東・甲信越ブロック等で減少したが、近畿ブロック及び九州ブロックで特に増加が見られた。



- ⑤ 平成 20 年において、H I V抗体検査件数は地方自治体等の関係者の努力により過去最高となり、新規H I V感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者報告数の割合は低下傾向であったが、平成 21 年では、保健所等でのH I V抗体検査・相談件数は減少に転じた。



- ⑥ エイズ予防指針の見直しに当たり、20-40 代、同性愛者等の個別施策層を中心として、地域の実情に応じ、教育関係者、医療関係者、企業、NGO等との連携の下、積極的な予防施策が必要であり、各地域での対策が展開されることが重要である。

各自治体においては、個別施策層（特に男性同性愛者）を中心に、利用者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、予防に関する普及啓発に努めることが重要である。また、HIV感染の早期発見による適切な治療の促進と感染拡大の抑制に努める必要がある。

第2 疾病対策課の主な施策

1 HIV検査普及週間及び世界エイズデーイベントの実施（平成 18～21 年度）

- 世界エイズデー（12 月 1 日）の他に、平成 18 年度から国や都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）が行う検査・相談体制の充実を図る取組を強化することにより、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起し、もってHIV検査の浸透・普及を図ることを目的に、HIV検査普及週間（6 月 1 日～7 日）を創設した。
- HIV検査普及週間及び世界エイズデーの前後においては、都道府県等では、夜間・休日検査や迅速検査を強化するなど、検査・相談体制を拡充するとともに、リーフレット等の作成・配布、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等を活用した広報活動、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等の実施等によるエイズに関する正しい知識の啓発活動が展開されてきた。
- 厚生労働省では、多くのアーティスト、著名人の参加による「RED RIBBON LIVE」で若者を中心とした世代に予防啓発のメッセージを発信するとともに、ラジオによる普及啓発、地方公共団体、NGO等の協力の下、街頭キャンペーンやHIV無料匿名検査、インターネット（エイズ予防情報ネット等）により自治体の実施するイベントやHIV検査・相談の実施体制等についての情報提供を実施してきた。
- 平成 21 年においては、新型インフルエンザの影響も一因となって、都道府県等における検査件数が約 27,000 件、相談件数が約 37,000 件と平成 20 年から大幅に減少したものの、HIV検査普及週間及び世界エイズデーにおける普及啓発キャンペーン、自治体の検査・相談体制の拡充等により年々着実に検査・相談件数は増加している。
- 特にHIV検査普及週間の実施により、平成 17 年以前に存在した第 1 四半期から第 2 四半期（1 月～6 月）にかけての検査・相談件数の落ち込みを押さえるとともに、世界エイズデーのある第 4 四半期（10 月～12 月）に向かって第 2 四半期から第 3 四半期

（4 月～9 月）にかけて検査・相談件数の上昇傾向を維持する効果がある。

2 テレビCM等による普及啓発（平成 18～20 年度）

- ・ 平成 17 年度～20 年度において、公共広告機構（AC（平成 21 年 7 月に社団法人 AC ジャパンと改称））を通じて、TV、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター等の媒体を利用した全国的な普及啓発を実施した。
- ・ その他、HIV 検査普及週間・世界エイズデー前後には、ラジオ、新聞等の媒体を利用した政府広報を実施した。

3 エイズに関する関係省庁間連絡会議の開催（平成 18 年 6 月、平成 21 年 4 月）

- ・ 我が国のエイズ患者、HIV 感染者の発生が、依然として地域的にも年齢的にも広がりを見せている状況に鑑み、より一層総合的かつ効果的なエイズ対策を推進することを目的に、関係省庁間連絡会議を定期的に実施し、法務省、外務省、文部科学省及び厚生労働省におけるエイズ対策の取組状況について情報共有が図られた。

4 重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会の開催（平成 18～21 年度）

- ・ HIV 感染者やエイズ患者の数が特に多い地域の自治体を重点的に連絡調整すべき都道府県等（以下「重点都道府県等」という。）として選定し、定期的に重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催した。
- ・ 連絡協議会では、厚生労働省のエイズ対策の概要、個別施策層（青少年・男性同性愛者（MSM）・外国人）に対するエイズ対策マニュアル、研究班による講義、自治体の施策紹介等を実施のほか、MSM コミュニティセンターや委託検査施設の現場視察を実施し、重点都道府県等のエイズ対策を支援するとともに、情報共有が図られた。
- ・ なお、連絡協議会を HIV 検査普及週間又は世界エイズデーの前に実施することで、重点都道府県等における HIV 検査普及週間又は世界エイズデーの取組の更なる推進を図った。

5 HIV/AIDS の対策に関する東南アジア行政官会議の開催（平成 18～21 年度）

- ・ 厚生労働省主催により ASEAN10 か国及び中国、韓国、台湾の HIV/AIDS 関連施策に携わる行政官と意見交換する場を設け、アジア諸国等との情報交流の推進を図った。

6 エイズ予防のための戦略研究

- ・ 5 年後に HIV 検査件数を 2 倍に、新規エイズ患者報告数を 25% 減少することを目標として、平成 18 年度に開始した。

※ 主任研究者：木村哲（財団法人エイズ予防財団理事長）

① 研究課題 1（平成 22 年度まで継続中）

「首都圏および阪神圏の男性同性愛者を対象とした HIV 抗体検査の普及強化プログラムの有効性に関する地域研究介入」（研究リーダー：市川誠一（名古屋市立大学看護学部教授））

② 研究課題 2（平成 20 年度の間評価において中止）

「都市在住者を対象とした HIV 新規感染者及び AIDS 発症者を減少させるための効果的な広報戦略の開発」（研究リーダー：木原正博（京都大学医学部教授））

第3 地方公共団体に対するモニタリング

1 東京都・愛知県・大阪府と各近隣府県のH I V検査件数・新規エイズ患者報告割合の比較

- ・ 東京都、愛知県及び大阪府のような大都市地域では、H I V感染者・エイズ患者の集中がみられているものの、平成 18 年～21 年の各年において新たに報告されたH I V感染者・エイズ患者の合計に占めるエイズ患者の割合（以下「新規エイズ患者報告割合」という。）は全国平均と比較して低く、H I V感染者の早期発見が行われている。
- ・ 大都市地域に隣接する地域においては、人口の割合に対して著しく検査件数が少ない場合、発見が遅れ診断時に既にエイズを発症している事例として報告される傾向にある。
- ・ 平成 19・20 年と、東京都、愛知県、大阪府の各近隣府県では、その多くが平成 18 年に比べ新規エイズ患者報告割合が着実に低下しており、検査推進の効果が認められた。
- ・ 一方、平成 21 年においては、東京都、愛知県、大阪府と各近隣府県の多くが検査件数の減少に伴い、平成 20 年に比べ新規エイズ患者報告割合が上昇している。

2 全国及び主要都県の検査件数・新規報告数の推移

- ・ 検査件数の増加に伴い、新規H I V感染者・エイズ患者報告数の合計が増加しており、特に新規H I V感染者報告が伸びていることを踏まえると、H I V感染の早期発見はできているものの、この傾向が続く間においては、新規エイズ患者報告割合の低い地域にあっても、検査を推進する必要がある。
- ・ 平成 21 年においては、検査件数の大幅な減少にもかかわらず、新規エイズ患者報告数が平成 20 年と同数であり、その結果として、新規エイズ患者報告割合が上昇した。これは、H I V感染の早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられるので、引き続き検査件数を増強する必要がある。

3 「検査体制の充実」に対するモニタリング

- ・ 各都道府県の検査件数を人口で除して、全国を 1 としてみると、新規エイズ患者報告割合が低い都道府県が並んでおり、また、重点的に連絡調整すべき都道府県の多くが上位を占めている。
- ・ 検査体制では、利便性の高い場所と時間帯に配慮した保健所の夜間・休日検査や委託検査のニーズが高い。

4 「普及啓発」に対するモニタリング

- ・ 新規H I V感染者報告数の約 7 割を占める男性同性愛者（MSM）への対策を行っている都道府県は、新規患者割合が低い傾向にある。

第4 研究の視点からのモニタリング

1 普及啓発及び教育

- ① わが国のH I V流行に関連する情報のモニタリングと統合的分析に関する研究（平成 18～20 年度）・内外のH I V／STD流行及び関連情報の集約的分析に関する研究（平

成 20 年度)

最新の、行政統計（エイズ・STD 発生動向、出産・中絶、コンドーム出荷数、出入国管理、警察関係、がん登録）、文献データ（HIV/STD 知識・意識調査、若者の性行動・STD 感染率、MSM の HIV 感染率・行動等）、海外 HIV/STD 情報（先進国[米英独加豪]、近隣地域[中台韓香]、新聞報道記事（97-06 年）、都道府県のエイズ対策予算を収集・分析し、①近隣諸国での HIV 流行進展と感染経路、②先進国での HIV 流行再燃（同性間/異性間）と感染者蓄積、STD 流行再燃、③日本は 30 歳未満感染者割合が大きいこと、④性関連現象の複雑な変化（性行動→、細菌性 STD ↓、ウイルス性 STD ↑、梅毒 ↑、中絶 ↓、コンドーム出荷量 ↓）、⑤若者の性行動が米国より無防備なこと、⑥エイズ報道の低迷、⑦性産業や覚醒剤摘発の増大、⑧海外長期滞在日本人、近隣諸国からの入国者数増加、⑨高校生性経験率の低下、⑩男性では風俗女性との膣・口腔性交、特定相手との膣性交が、女性では不特定相手及び特定相手との膣性交が女性の STD リスクであること（症例対照研究）を示した。

② STD 患者のモニタリングに関する研究

関東等の 9 の STD 関連施設を HIV 検査目的外で受診した患者に無料 HIV/STD 検査と簡易性行動調査を依頼し、同意男性中 18 年度 1/48 (2.1%)、19 年度 5/214 (2.3%)、20 年度 2/198 (1.0%)、21 年度 2/108 (1.9%) に HIV 感染を認めた。女 470、風俗女性 500 (18/19 年度合計)、女 300、風俗女性 442 (20/21 年度合計) には陽性者を認めなかった。

③ 薬物乱用・依存者のモニタリングに関する研究

18・19 年度において、全国主要 6 施設の覚醒剤使用者 439 人と 5 自助組織 74 人（いずれも 18/19 年度合計）につき、HIV、STD、肝炎感染率、性・注射行動を調査した。HCV 感染率や注射共有率は一過性の増加後再び減少傾向にあること、風俗女性や一般女性との無防備な性行動が少なくないことを認めた。

また、20・21 年度において、全国主要 5 医療施設の覚醒剤使用者 220 人と 5 自助組織 61 人（いずれも 20/21 年度合計）につき、HIV、STD、肝炎感染率、性・注射行動を調べ、医療施設の男 2 名 (1.0%) に HIV 感染例を認めた。HCV 感染率や注射共有率は減少傾向であった。

④ 自治体のエイズ施策のモニタリングに関する研究

18 年度の住民知識調査結果と、19 年度のエイズ発生動向、検査・相談実績・サービス時間、予算データを用いて、都道府県間格差、費用対効果の高い自治体の存在を示した。

また、20 年度には、自治体別エイズ関連知識とエイズ対策予算情報を用い、予算と住民啓発度の関連を解析し、検査相談予算 1 万円/千人に対する啓発度増を 2% と推定した。

⑤ HIV 流行の予測・推計に関する研究

既成のモデリングソフトを用い、05 年時点の MSM の HIV 流行につき、平均感染率 3%（将来最大感染率 11%）、感染者数約 1.6 万人と推定した。

さらに、最新データにより MSM 流行の決定論モデルを完成し、①09 年末の HIV 感染率 7%、②年間新規感染発生約 850（1% 人年）、③累積感染者 1 万人、④新規感染者の検査捕捉率 50% と推定した。

2 検査相談体制の充実

- ・ 即日検査、休日・夜間検査などの利便性の高い検査相談を実施している保健所が平成 19 年に全体の 74%に達したが、この割合はその後ほとんど変化おらず、利便性の高い検査相談の導入が停滞している。
- ・ 平成 21 年は新型インフルエンザの流行の影響等もあり保健所等における受検者数が大きく減少した。しかし、平成 22 年に入って新型インフルエンザの流行が収まり、保健所等での検査体制も従来通りに復帰したにも関わらず、減少傾向が依然続いている。AC、マスコミ、政府や自治体の広報等を使った HIV 検査相談の普及・啓発活動の強化が必要である。ただし、利便性の高い検査相談を実施している施設では受検者数が回復する傾向があった。このことは利便性の高い検査相談に対する受検者希望者のニーズが高いことを示している。
- ・ 保健所等で判明した陽性者のうち医療機関への受診が確認された人の割合は 80%以下のままである。ほぼすべての陽性者が医療機関に繋がることが確認できるよう、陽性判明者の追跡方法を工夫する必要がある。
- ・ 民間クリニックにおける有料 HIV 検査の受検者数は年々増加し、HIV 検査体制の重要な一翼を担っている。適切なインセンティブを与え、実施施設の拡大を図ることが望ましい。
- ・ 郵送検査の利用者数も新型インフルエンザの影響をほとんど受けることなく増加が続いている。低リスク層における有効な検査手段として社会的認知を受けつつあると考えられる。
- ・ 今後、わが国への導入が望まれる検査法として唾液検査法がある。この方法は侵襲性が低く、安全性が高いことから、個別施策層を対象としたアウトリーチでの検査手段として適していると考えられる。速やかに国内で使用可能となることが望まれる。
- ・ わが国の HIV 検査相談体制のうち最も多くの感染者を診断しているにも関わらず、その実態がほとんど掴めていないものに、大規模病院における院内感染対策のための入院前・手術前検査がある。今後その実態調査を行い、HIV 感染者の早期診断のためにどのように役立てるかを検討することが重要である。

3 医療提供体制の再構築

この 4 年間の HIV 医療体制班の活動から、医療提供体制の再構築のための政策提言に必要な重要項目を列挙することができる。

- ① HIV 感染症は外来を中心とした診療を行う慢性疾患になったという理解に基づいた政策が必要。
- ② したがって、病病連携、病診連携など医療連携を強力に進めていくための仕組みを構築することが必要。
- ③ HIV 診療に協力的ではあるが、処方医のいない病院・診療所を、診療連携という観点から、いかに医療従事者を養成するかという政策立案が必要。
- ④ 一方で医療崩壊などにより診療する医師がいない拠点病院では、拠点病院の存続を望まない、又は、病院全体として HIV 診療に対する理解が得られていない場合も判明してきている。そういった病院については、拠点病院見直しも必要。各拠点病院の HIV 診療実績や診療意欲・地域性・専門性（例えば結核療養施設）を基に、各ブロックで HIV 診療拠点病院を再評価し、現状の 379 施設から絞り込み、200 施設位が適切か。

- ⑤ 患者が集中するブロック拠点病院では、医師の確保、更にはコーディネーターナース、カウンセラーなどの配備も必要。